

東久留米市都市計画マスタープラン中間見直し市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市における都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の中間見直しを行うため、東久留米市都市計画マスタープラン中間見直し市民検討委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 市民委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を東久留米市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 都市計画マスタープランの中間見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 市民委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 市内の各種団体の構成員 7人以内
- (3) 市民 5人以内

3 第3の2(3)の市民は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から第2の規定による報告が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5 市民委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、市民委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 市民委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 市民委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(検討部会)

第7 第2に掲げる事項の調査及び検討を円滑に推進するため、東久留米市都市計画マスタープラン庁内検討部会（以下、「検討部会」という。）を置く。

- 2 検討部会の部会員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 3 検討部会に部会長を置き、部会長は都市建設部長をもって充てる。
- 4 部会長は、検討部会の会務を総理する。
- 5 第6の規定は、検討部会について準用する。この場合において、同項中「市民委員会」とあるのは「検討部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8 市民委員会及び検討部会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営において必要な事項は委員長が、検討部会において必要な事項は部会長が定める。

付 則

- 1 この訓令は、平成22年4月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初の会議において委員長が互選されるまでの市民委員会の招集は、第6の1の規定にかかわらず、市長が行うものとする。
- 3 この訓令は、第2の規定による報告をもって廃止する。

別表（第 7 関係）

職 名
環境部長
都市建設部長
市民部防災防犯課長
環境部環境政策課長
環境部ごみ対策課長
都市建設部都市計画課長
都市建設部都市計画課都市政策担当課長
都市建設部施設管理課長
都市建設部施設管理課施設建設担当課長